

組合士さん

こんにちは

訪ねた組合士

東京都個人タクシー協同組合

青木 孝男さん

ひとつになつて頑張る組合のために

全国屈指の大規模組合の組合士

東京都個人タクシー協同組合は、白いボディにブルーのライン、車外表示灯がでんでん虫に似ていることから「でんでん虫の個人タクシー」の愛称で親しまれる個人タクシー事業者約1万1000名を組合員に擁する大規模組合である。同じ表示灯を付けて走る個人タクシーは、北は北海道から南は沖縄まで約3万1000名いるが、同組合所属の個人タクシーはその3分の1強を占める。

厳しい資格要件と国の機関である地方運輸局が実施する試験に合格するというハードルを越えた人のみが個人タクシー事業者となり、組合員となる資格を持つことになる。その組合員事業者は都内39の支部に所属している。職員数124名の組合本部は、チケット事業等の収益事業や燃料の製造販売など車両に関する事業、組合員の健康管理や保養所の運営など福利厚生事業を展開し、組合員のための組織運営、事業運営に当たっている。

今回、取材にご対応いただいた中小企業組合士・青木孝男さんは、同組合本部の総務課長として、「組合は組合員のためにある組織。組合員の声を吸い上げつつ、いかに組合運営に当たっていくか」に日々取り組む立場にある。

勉強の向うに資格があった

その青木さんが組合士資格を取るそもそのきっかけとなったのは、以前の人事異動だった。経理部門へ異動になったものの「簿記のほの字も知らなかった」という青木さんは「わからないなら勉強しよう」と、東京都中央会が開催する講習会の会計講座と簿記講座を履修。さらに、経営など他の講座もあることを知ると「せっかくの機会だから」と受講し、これまでの勉強の成果を確かめてみようとしたのが組合士試験だった。組合士資格は平成9年に取得したが、「組合士資格そのものが目的だったわけではなく、業務の必要性から勉強をスタートして、それが現在に至っているという感

じでしょうか」と自らは受け止めているという。

現在、同組合の本部職員124名中、組合士資格の保有者は9名。その中で総務課は組合運営や組織全般に関わる事項を担当し、中小企業等協同組合法に基づく組合の運営、組合のあり方を組合員や支部担当者に説明できることが求められる部署である。

「そこに組合士資格を持つ職員がいると、種々の問い合わせにわかりやすく解答し、説明することができますね」と同組合専務理事の飯田紀洋さんは組合士資格も持つ総務課長の役割を評価する。さらに、「例えば特昇制度など、組合士資格取得へのインセンティブを組合として用意できるというのでしようが、組合士の仕事は言ってみれば縁の下の方持ち。見た目にわかりにくく、組織として組合士の認識を高めることはなかなか難しいのが現状です」とも話す。

しかし、この4月から施行された中小企業等協同組合法の改正は、組合法人、

非法人など様々な形態をとる支部ごとに異なる対応を迫ることから、本部には日々、種々様々な質問が寄せられている。青木さんはこれらに対して、「組合士の資格を持っているからといってオールマイティではありません。わからないことはわからない。けれども、そのわからないことをきちんと調べて、相手の求めている解答ができるように対応することを心がけている」とのことである。

組合士だからいい

勉強の成果を確かめようとトライした組合士の資格が、組合職員としての基礎力となり、さらに実務への対応力を高める結果につながっているといえる。

何よりも、取材中、「協同組合は株式会社とは違い、社長の鶴の一声で組織の方向が決まるのではなく、組合員の意見を集約して方向性を決めていくのです」と、組合の性格をわかりやすく説明してくださる対応や、「そもそも協同組合とはひとりひとりの力が弱いからひとつになつて頑張る組織です。それぞれの組合員が義務と責任を認識し、組織とは何か、何をすればいいのかを真剣に考えることが肝要だと思っています」と組合と組合員を位置づける言葉に「さすが組合士である」との思いがした。